

平成20年度いたてヘルパーステーション訪問介護事業計画

1. 基本方針

ご利用者が可能な限り、その人らしさの有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るよう、身体介護をはじめ生活援助を支援していく。

また、その家族と共に、ご利用者に対しより良い介護援助方法や相談等を受け、自立支援に向けたサービスの提供をする。

2. 利用対象者

要介護状態等にある高齢者

3. 重点事業項目

- (1) サービス内容の質を確保するため、ケアプランに基づき、よりきめ細やかなサービスを提供する。統一した支援や介護ができるよう、介護技術の自主研修や調理実習を行う。また、定例会時にも参考資料を出し、サービスの質の向上を図る。
- (2) ステーションにおいて、ケア会議を持ち、ご利用者の持っているニーズの把握や問題等を早期に分析し解決に向けて取り組んでいくとともに、介護者の立場も同時に考慮し支援していく。
- (3) 潜在能力を引き出し機能低下の予防を図る。
- (4) 介護者の抱えている問題への支援
- (5) ご利用者のニーズを把握し日常生活を安全、安心して送れるよう支援する。
- (6) ヘルパーと、ご利用者及び介護者間との連絡ノートの活用
- (7) 一人暮らしや、高齢者世帯の安否確認等をし、安心して生活出来るよう支援する。
- (8) コミュニケーションを図りながら、本人のできることは本人がやるよう支援する。
- (9) ご利用者の身体状況に応じ、自立に向けた生活ができるよう支援する。
- (10) 居宅支援事業所との連携を図る。
- (11) プライバシーを保護する。
- (12) ご利用者の身体状況に応じ、自立に向けた生活ができるよう支援する。
- (13) 言葉使いに十分注意し、ご利用者に不快感を与えない、常にありがたいの気持ちで接する。

4. 通常事業内容

- (1) 身体介護に関すること。
 - ①食事の介助
 - ②清拭・入浴介助
 - ③排泄の介助
 - ④身体整容
 - ⑤体位交換
 - ⑥衣類の交換
 - ⑦移乗・移動の介助
 - ⑧就寝・起床の介助
- (2) 生活に関すること。
 - ①掃除
 - ②洗濯
 - ③ベットメイク
 - ④衣類の整理・被服の修理
 - ⑤相談に関すること。
 - ⑥一般的な調理・配下善
 - ⑦買物・薬の受け取り

5. 職員の配置

・所長1名、サービス提供責任者1名、介護員5名(兼務3名)

平成20年度いたてヘルパーステーション介護予防訪問介護事業計画

1. 基本方針

ご利用者が可能な限り、その有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るよう、身体介護をはじめ生活援助を支援していく。

また、その家族と共に、ご利用者に対しより良い介護援助方法や相談等を受け、要介護状態にならないよう、自立支援に向けたサービスの提供をする。

2. 利用対象者

要支援状態にある高齢者

3. 重点事業項目

- (1) サービス内容の質を確保するため、ケアプランに基づき、よりきめ細やかなサービスを提供する。
- (2) ステーションにおいて定期的に、ケア会議を持ち、ご利用者の持っているニーズの把握や問題等を早期に分析し解決に向けて取り組んでいくとともに、介護者の立場も同時に考慮して支援していく。
- (3) 潜在能力を引き出し機能低下の予防を図る。
- (4) 介護者の抱えている問題への支援
- (5) ご利用者のニーズを把握し日常生活を安全、安心して送れるよう支援する。
- (6) ヘルパーと、ご利用者及び介護者間との連絡ノートの活用
- (7) 一人暮らしや、高齢者世帯の安否確認等をし、安心して生活出来るよう支援する。
- (8) コミュニケーションを図りながら、本人のできることは本人がやるよう支援する。
- (9) ご利用者の身体状況に応じ、自立にむけた生活ができるよう支援する。
- (10) 包括支援センターとの連携を図る。
- (11) 言葉使いに十分注意し、ご利用者に不快感を与えない、常にありがとうの気持ちで接する。
- (12) プライバシーを保護する。

4. 通常事業内容

- (1) 身体介護に関すること。
 - ①食事の介助
 - ②清拭・入浴介助
 - ③排泄の介助
 - ④身体整容
 - ⑤体位交換
 - ⑥衣類の交換
 - ⑦移乗・移動の介助
 - ⑧就寝・起床の介助
- (2) 生活に関すること。
 - ①掃除
 - ②洗濯
 - ③ベットメイク
 - ④衣類の整理・被服の修理
 - ⑤相談に関すること。
 - ⑥一般的な調理・配下善
 - ⑦買物・薬の受け取り

5. 職員の配置

・所長1名、サービス提供責任者1名、介護員5名(兼務3名)

平成20年度いたてヘルパーステーション居宅介護等訪問介護事業計画
《障がい者自立支援》

1. 基本方針

ご利用者の尊厳、基本的人権を尊重し、専門職としての自覚を持ち、ご利用者がその有する能力及び、適正に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう、身体介護をはじめ生活援助を支援していく。

また、その家族と共に、ご利用者に対しより良い介護援助方法や相談等を受け、自立支援に向けたサービスの提供をする。

2. 利用対象者

身体障がい者、知的障がい者、重度障がい者、児童

3. 重点事業項目

- (1) サービス内容の質を確保するため介護計画に基づき、よりきめ細やかなサービスを提供する。
- (2) ステーションにおいて、ケア会議を持ち、ご利用者の持っているニーズの把握や問題等を早期に分析し解決に向けて取り組んでいくとともに、介護者の立場も同時に考慮し支援していく。
- (3) 潜在能力を引き出し機能低下の予防を図る。
- (4) 介護者の抱えている問題への支援
- (5) 利用者のニーズを把握し日常生活を安全、安心して送れるよう支援する。
- (6) ヘルパーと、ご利用者及び介護者間との連絡ノートの活用
- (7) 一人暮らしや、高齢者世帯の安否確認等をし、安心して生活出来るよう支援する。
- (8) コミュニケーションを図りながら、本人の出来ることは本人がやるよう支援する。
- (9) 市町村・包括支援センターとの連携を図る。
- (10) 言葉使いに十分注意し、ご利用者に不快感を与えない、常にありがたいの気持ちで接する。
- (11) プライバシーを保護する。

4. 通常事業内容

- (1) 身体介護に関すること。
 - ①食事の介助
 - ②清拭・入浴介助
 - ③排泄の介助
 - ④身体整容
 - ⑤体位交換
 - ⑥衣類の交換
 - ⑦移乗・移動の介助
 - ⑧就寝・起床の介助
- (2) 生活に関すること。
 - ①掃除
 - ②洗濯
 - ③ベットメイク
 - ④衣類の整理・被服の修理
 - ⑤相談に関すること。
 - ⑥一般的な調理・配下善
 - ⑦買物・薬の受け取り

5. 職員の配置

・所長1名、サービス提供責任者1名、介護員5名(兼務3名)

平成20年度いたてヘルパーステーション訪問入浴介護事業計画

1. 基本方針

要介護状態等にある方を対象に、看護及び介護職員が安全かつ迅速に快適な入浴サービスを提供する。

- (1) 個々の心身の状況及び潜在している能力に応じた入浴介助を行う。
- (2) 自分がきちんと介護されているという安心感を定期的な入浴の訪問で感じていただき、生活機能を維持、向上させられるよう援助する。
- (3) 関連機関との密な連携をとり、より良いサービスに努める。

2. 重要事業項目

(1) 安全かつ楽しい入浴を提供

専門的な入浴技術サービスを提供することによって、ご利用者の方が安全かつ楽しい入浴を味わって頂く。また、入浴中も出来るだけ会話するように努め、身体の清潔を保つことで、心身の苦痛と緊張を緩和し、生きがいと意欲をもたらす。

褥瘡の発生を予防し、さらに褥瘡を軽快、治癒させる効果を期待する。

- ① 本人が自覚していない病態の変化を含めて、健康状態の異常を早期発見することに心がける。
- ② ご利用者及び介護者の的確なニーズ把握と分析を行い、適切なサービス提供に繋げる。
- ③ サービス援助時の声かけや対話に重点をおき安心感を与える。
- ④ 入浴剤の種類（香りの種類）を整え、ご利用者の好むものを使用し楽しい入浴に努める。

(2) 関係機関との連携

- ① 医療処置を受けられている場合は医師の往診、訪問介護サービスも同時に利用しているので、連絡ノートを活用し連携を図る。
- ② 新規利用の場合は、居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャーと同行訪問し、実態調査を必ず行う。連絡、報告を小まめに行い連携を密にする。
- ③ 担当者会議等に参加し、他事業所との連携を図る。

(3) 利用者拡大に努める

- ① どのようなサービスなのか理解して頂くため、お試しご利用期間を設け無料で提供する。
- ② より多くの方に理解をしていただくため、訪問入浴の講習会を行う。

3. 通常事業内容

- (1) 入浴前のバイタルチェック及び食事摂取等のチェックを行い、常に安全な入浴に心がけ、医師の意見書でも確認し、ご利用者の心身の状況にあったサービスを提供する。
- (2) 体調不良と判断した場合や、ご利用者が何らかの事由により入浴を拒否している場合は、無理に入浴を行わない。また、往診をすすめる等、病気の早期発見に努める。
- (3) 利用者の介護等に関する悩み事や、相談にも随時応じます。
- (4) 看護職員、介護職員はサービスを提供するうえで、利用者及び家族の知り得た情報を正当な理由なく、第三者には漏らさない。
- (5) 急変時はご家族、主治医、緊急連絡先へ可能な限り連絡すると共に、救急車を要請する等措置を講じます。

4. 職員の配置

- ・ 所長 1 名、准看護師 2 名（兼務 1 名）介護員 2 名

平成20年度いたてヘルパーステーション介護予防訪問入浴介護事業計画

1. 基本方針

要支援者等にある方を対象に、看護及び介護職員が安全かつ迅速に快適な入浴サービスを提供する。

- (1) 個々の心身の状況及び潜在している能力に応じた入浴介助を行う。
- (2) 自分がきちんと介護されているという安心感を定期的な入浴の訪問で感じていただき、生活機能を維持、向上させられるよう援助する。
- (3) 関連機関との密な連携をとり、より良いサービスに努める。

2. 重要事業項目

(1) 安全かつ楽しい入浴を提供

専門的な入浴技術サービスを提供することによって、ご利用者の方が安全かつ楽しい入浴を味わって頂く。また、入浴中も出来るだけ会話するように努め、身体の清潔を保つことで、心身の苦痛と緊張を緩和し、生きがいと意欲をもたらす。

- ① 本人が自覚していない病態の変化を含めて、健康状態の異常を早期発見することに心がける。
- ② ご利用者及び介護者の的確なニーズ把握と分析を行い、適切なサービス提供に繋げる。
- ③ サービス援助時の声かけや対話に重点をおき安心感を与える。
- ④ 入浴剤の種類（香りの種類）を整え、ご利用者の好むものを使用し楽しい入浴に努める。

(2) 関係機関との連携

- ① 新規利用の場合は、包括支援センターの担当者と同行訪問し、実態調査を必ず行う。連絡、報告をこまめに行い、連携を密にする。
- ② 担当者会議等に参加し連携を図る。

(3) 利用者拡大に努める

- ① どのようなサービスなのか理解して頂くため、お試しご利用期間を設け無料で提供する。
- ② より多くの方に理解をしていただくため、訪問入浴の講習会を行う。

3. 通常事業内容

- (1) 入浴前のバイタルチェック及び食事摂取等のチェックを行い、常に安全な入浴に心がけ、医師の意見書でも確認し、ご利用者の心身の状況にあったサービスを提供する。
- (2) 体調不良と判断した場合や、ご利用者が何らかの事由により入浴を拒否している場合は、無理に入浴を行わない。また、往診をすすめる等、病気の早期発見に努める。
- (3) 利用者の介護等に関する悩み事や、相談にも随時応じます。
- (4) 看護職員、介護職員はサービスを提供するうえで、利用者及び家族の知り得た情報を正当な理由なく、第三者には漏らさない。
- (5) 急変時はご家族、主治医、緊急連絡先へ可能な限り連絡すると共に、救急車を要請する等措置を講じます。

4. 職員の配置

- ・ 所長1名、准看護師2名（兼務1名）介護員2名